

手続きシナリオ

(検察官、弁護人はすでに入廷している)

(被告人、刑務官に連れられて入廷、腰縄と手錠を外す)

(裁判員、裁判官が入廷する。)

廷吏 起立！

(裁判官、裁判員、全員・正面を向いて礼、その他傍聴人を含めて事件関係者全員・礼、その後被告人以外は着席)

【事件の読み上げ】

廷吏 平成21年（刑わ）第1111号殺人未遂被告事件

裁判長 それでは開廷いたします。被告人は証言台の前へ出て下さい。

【入定質問】

裁判長 名前はなんと言いますか。

被告人 坂本龍太といいます。

裁判長 生年月日はいつですか。

被告人 昭和24年4月8日です。

裁判長 本籍はどこですか。

被告人 高知県土佐市大字二沢字太田222です。

裁判長 住所はどこですか。

被告人 東京都台東区万東千丁目100番地です。

裁判長 職業は。

被告人 建設現場作業員です。

裁判長 これからあなたに対する殺人未遂被告事件についての審理をおこないます。では、検察官、起訴状を朗読してください。

【起訴状の朗読】

(検察官は、起訴状の公訴事実と罪名及び罰条を朗読する)

【黙秘権の告知】

裁判長 審理を始める前に注意しておきますが、あなたには黙秘権があります。つまりこの裁判を通じて終始黙っていることもできるし、個々の質問についても答えたくない質問には答えないこともできます。但し、あなたがこの法廷で話すことは、あなたに有利か不利かを問わず証拠になります。このことはわかりましたね。

被告人 はい、わかりました。

【罪状認否】

裁判長 では、その上で尋ねますが、今検察官が読んだ公訴事実に間違いはありますか。

被告人 私がその時に池田屋にいたことと、土方さんが大怪我を負ったことは間違いありませんが、私が池田屋店内で刃物を持ったことはありませんし、私が土方さんを突き刺したこと也没有。

裁判長 弁護人のご意見はいかがですか。

弁護人 被告人と同様、被告人は被害者を突き刺してはおらず、被告人は無罪であります。

【冒頭陳述・甲号証の証拠調請求】

裁判長 それでは審理に入ります。

被告人は席にもどってください。

(被告人は、自分の席に戻り座る)

裁判長 まず、検察官と弁護人のそれぞれの最初の主張を聞きます。それでは、検察官か

ら冒頭陳述をどうぞ。

検察官 検察官が証拠によって証明しようとする事実は次のとおりです。

(検察官が、冒頭陳述の本文部分を朗読する)

裁判長 それでは、弁護人の冒頭陳述をどうぞ。

弁護人 弁護人が、主張する事実は以下のとおりです。

(弁護人が、冒頭陳述の本文部分を読み上げる。)

【公判前整理手続の結果顕出】

裁判長 本件では、本日の公判期日に先立って、裁判所・検察官・弁護人の三者で、争点と証拠を整理する手続を行っておりますので、その結果をこれからこの法廷で明らかにします。検察官・弁護人が先ほど話しましたとおり、本件では、被告人と被害者が事件当時に、犯行現場にいたということと、被害者が刃物によって右腹部を怪我したことについては争いがありません。

そこで、この裁判では、被害者が怪我をしたのは被告人が行った行為によるものなのか、事故によるものなのかについて、審理を行います。

この審理のため、裁判所は、被害者についての診断書、被告人が事件当時もっていたものと同型のカッターナイフの写真撮影報告書、沖田総美さん立会いの現場の実況見分調書、沖田総美さんの供述調書、被告人の供述調書3通を証拠として採用しております。

証拠調べの順序として、まず、甲号証の証拠の説明を聞きます。その後、被害者の証人尋問と、乙号証の説明を聞き、被告人の尋問を順に行います。そして、最後に検察官・弁護人のそれぞれから最終的なご意見をうかがう予定です。

裁判長 それでは、証拠調べの手続を行います。検察官、証拠を説明して下さい。

(※本来は、供述調書を全文読み上げますが、今回は模擬裁判ですので、一部のみ